

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-I-057	A I 利活用指針策定に係る構想設計支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月12日(金)（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年11月19日（水）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書4.1 a)1)~4)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.1 a)~c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年 11月 21日（金） 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 12月 10日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1. 契約相手方の要件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- a) 入札を希望する者は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」適合者であることを証明すること。
- b) 過去5年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関や民間企業（常用労働者数 1000人以上）において、A I 導入に関するコンサルティング、情報セキュリティに関するコンサルティング、ならびにネットワーク設計・構築・運用に関するすべての役務実績を有すること。
- c) 過去5年以内に、A I 分野において国際的に主導的な役割を担う北米または欧州の政府・研究機関において、A I の利活用に関するガバナンスおよびリスク管理の実装・推進を支援した実績を1件以上有すること。
- d) 過去5年以内に、A I がネットワーク上で安全に動作するための仕組み（A I ガードレール）や、A I システムに対して悪意ある攻撃や脅威を想定し、それに対応するためのセキュリティ上の弱点を見つけ出す専門的な手法（A I レッドチームング）に関して、サービスまたは製品の提供実績を有すること。

2. 業務従事者の要件

業務従事者の要件については、以下のとおりとする。

1) 統括責任者

- ① 過去5年間において、生成A I 導入及び情報セキュリティに係るコンサルティング業務の責任者としての経験があること。
- ② 以下、いずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ PMP (Project Management Professional)
 - ・ 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャー又はITストラテジスト）
 - ・ ITコーディネータ
 - ・ C I S S P (Certified Information Systems Security Professional)
- ③ 契約相手方は、本要員について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

2) 作業従事者（A I 業務）

- ① 過去5年間において、生成A I 導入に係るコンサルティング業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
- ② 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ J D L A（一般社団法人 日本ディープラーニング協会）G検定又はE検定
 - ・ Google Cloud Professional Machine Learning Engineer
 - ・ AWS Certified Machine Learning - Specialty
 - ・ Microsoft Certified: Azure AI Engineer Associate

3) 作業従事者（情報セキュリティ）

- ① 過去5年間において、情報セキュリティに係るコンサルティング業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
- ② 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ 情報処理安全確保支援士
 - ・ C I S S P（Certified Information Systems Security Professional）
 - ・ O S C P（Offensive Security Certified Professional）

4) 作業従事者（ネットワーク）

- ① 過去5年間において、ネットワーク設計・構築・運用に係る業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
- ② 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ ネットワークスペシャリスト試験
 - ・ CompTIA CASP+
 - ・ C I S S P（Certified Information Systems Security Professional）

3. 提出書類

1～2の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については、虚偽の無いものとする。

4 提出部数

1部

5 提出期限

11月21日(金) 14:00

調達要求番号

調達仕様書			
件名	A I 利活用指針策定に係る構想設計支援業務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和7年10月28日
		作成部署	サイバー整備課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、A I 利活用指針策定に係る構想設計支援業務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、J I S X 0 0 1 ～ J I S X 0 0 3 2、I E E E 規格、I E T F 標準勧告、I T U - T 勧告、I S O 規格、情報セキュリティサービス基準によるものとする。

また、次の用語については表1のとおりとする。

表1. 当仕様書における用語と定義

用語	定義
A I 利活用指針	防衛省・自衛隊におけるA I の利用に関する原則、ルール、ガバナンス体制等を定めたガイドライン。
A I ガードレール	A I システムが意図しない有害な回答や誤用を行わないよう、設計上及び運用上に組み込む一連の技術的・組織的な制御とルール。
A I レッドチーミング	A I システムに対して、攻撃者の視点で、悪意ある攻撃や脅威を想定し、それに対応するためのセキュリティ上の弱点を発見し、対策に結びつける専門的な手法。
NIST AI RMF	米国国立標準技術研究所（N I S T）が公開した、A I システムの責任ある設計、開発、使用の促進を支援するために設計されたフレームワーク。

1.3 引用文書等

本仕様書における引用文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。

なお、引用文書及び関連文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

- 情報セキュリティサービス基準（令和5年3月30日）
- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣文第1号）
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日（以下「情報セキュリティ通達」という。））

1.3.2 関連文書

- 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号。平成19年9月20日）
- b) その他
 - 1) AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版（経済産業省公表令和元年12月）
 - 2) AI事業者ガイドライン 1.1版（総務省・経済産業省、令和7年3月）
 - 3) 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定、令和7年5月）
 - 4) 防衛省AI活用推進基本方針（防衛省、令和6年7月）
 - 5) 装備品等の研究開発における責任あるAI適用ガイドライン（第1版）（防衛省、令和7年6月）
 - 6) Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0) (2023年1月26日)
 - 7) NIST-AI-600-1:Generative Artificial Intelligence Profile(2024年7月26日)
 - 8) NIST SP 800-218A:Secure Software Development Practices for Generative AI and Dual-Use Foundation Models(2024年4月29日)
 - 9) NIST AI 100-4:Reducing Risks Posed by Synthetic Content(2024年11月18日)
 - 10) NIST AI 100-5:A Plan for Global Engagement on AI Standards(2024年7月25日)

2. 役務に関する要求

2.1 役務の目的

防衛省では、事務処理業務を含むAI活用を推進している。そのような中、AIには特有のリスクが存在する。これらのリスクに対応するため、効果的な対策の検討・検証を行い、AI導入システムに関する有効な管理策の実施やガバナンスの構築が必要である。

本役務では、防衛省・自衛隊におけるAIの将来的なニーズを考慮したうえで、持続可能な利活用指針策定に不可欠な主要論点を網羅的に整理・特定したうえで、AI利活用指針の基本構想を策定することを目的とする。

2.2 役務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

2.3 役務実施スケジュール

本役務の実施スケジュールは図1を基準とする。




	2026年1月	2月	3月
作業1 AI利活用指針策定に向けた動向調査	 ・関連文書レビュー ・利活用指針要素の抽出		
作業2 AI利活用指針の基本構想の作成		 ・AI利活用指針概念検討 ・利活用指針改定プロセス案検討等	 ・報告書作成 ・報告会 （業務実施期間終了の2週間前までに） ・報告会後の資料修正

図1 事業スケジュール

2.4 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び契約相手方の施設内（官が認めた施設内に限る）及び官側が指定する場所とする。

3. 役務実施事項

3.1 実施計画書等の作成

3.1.1 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官の承認を得ること。

3.1.2 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表及び役務従事者名簿を作成し、官の承認を得ること。また、実施体制又は役務従事者に変更が生じる場合は、遅滞なく体制表又は名簿を提出し、官の承認を得ること。

3.2 役務の進捗管理・報告

契約相手方は、作業全体及び各業務の進捗を把握できる進捗管理表を作成し、役務のプロジェクト管理を行う。また、週1回を基準として週次定例会を実施し、進捗状況、課題及びリスク等を官に報告すること。なお、週次定例会は議事録を作成すること。

3.3 A I 利活用指針策定に向けた動向調査（作業1）

防衛省・自衛隊におけるA I 活用の現状及び将来的なニーズを把握し、実効性のある利活用指針策定に不可欠な主要論点を網羅的に整理・特定し官に報告すること。

a) 関連文書のレビュー

国内外の政府機関や軍事組織におけるA I 利活用ガイドライン、A I 倫理指針、及び関連政策文書を調査・分析すること。

b) 利活用指針要素の抽出

上記a)の作業結果に基づき、防衛省・自衛隊独自のA I 利活用指針策定において考慮・包含すべき構成要素を抽出し、本役務で検討する利活用指針の範囲（スコープ）を定義し、官側の承認を得ること。

3.4 A I 利活用指針の基本構想の作成（作業2）

防衛省・自衛隊におけるA I 利活用指針の基本構想を作成するとともに、関連事項について検討を行い官に報告すること。

a) A I 利活用指針の基本構想策定

3.3項で得られた技術的知見に基づき、A I 利用の基本原則、対象範囲、利用者・開発者の責務、禁止事項等の主要な構成要素を整理するとともに、ネットワークに組み込まれたA I ガードレール機能の在り方や、A I システムに対する敵対的脅威の状況を考慮したセキュリティ脆弱性の特定手法としてのA I レッドチームの活用可能性について検討した上で、これらを総合的に反映した防衛省・自衛隊におけるA I 利活用指針の全体像を示す基本構想を策定すること。

b) A I 利活用指針の実効性確保のための仕組みの検討

策定されたA I 利活用指針が遵守され、リスクが適切に管理されているかを客観的に評価・測定し、継続的な改善につなげるため、以下の仕組みを検討すること。

1) 実効性評価指標（KPI）の検討

「脅威検知数」「ガイドライン違反インシデント発生率」「モデル監査指摘事項の改善率」等の具体的なKPI サンプルを含め、指針の遵守状況やリスク管理の有効性を評価するための指標の考え方を整理すること。

2) A I モデル承認・監査プロセスのコンセプト案の策定

国際標準に整合したA I ガバナンスフレームワーク（NIST AI RMF、OECD、ISO/IEC 42001等）の最新動向を踏まえつつ、防衛分野特有のリスクを反映した新規A I モデルの導入前評

価、定期的な脆弱性監査、インシデント発生時の対応手順等を含む、A I モデルの承認および監査に関する基本的なプロセス枠組みを構築すること。

c) 継続的な改定ライフサイクルの検討

新たな技術の登場や脅威の変化に迅速に対応するため、A I 利活用指針を継続的に見直し、改定していくためのプロセス（ライフサイクル）案を検討すること。

4. 本役務の実施体制

4.1 作業実施体制

- a) 契約相手方の体制は、以下に示す条件を満たすこと。なお、作業体制全般、特に業務実施責任者については、本役務の成功(予定どおりの稼働、品質の担保)に向け、積極的・主体的な業務の推進や提案等を求める。
- 1) 本役務に関して統括を行う責任者(以下「統括責任者」という。)を配置し、第三者に委任又は請け負わせることはできないものとする。
 - 2) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)を確保すること。
 - 3) 業務従事者が履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
 - 4) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- b) 契約相手方は、役務従事者名簿を提出し、官側の承認を得るものとする。役務従事者名簿の提出にあたっては、上記 a) で示す要件を証明することが出来る資料等も併せて提出すること。

4.2 契約相手方及び要員等に求める資格等の要件

契約相手方は、委託先を含め、以下の要件を満たす体制を確保し、本役務を実施できる業務実施体制を整えること。

4.2.1 契約相手方の要件

- a) 入札を希望する者は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)の添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」適合者であることを証明すること。
- b) 過去5年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関や民間企業(常用労働者数1000人以上)において、A I 導入に関するコンサルティング、情報セキュリティに関するコンサルティング、ならびにネットワーク設計・構築・運用に関するすべての役務実績を有すること。
- c) 過去5年以内に、A I 分野において国際的に主導的な役割を担う北米または欧州の政府・研究機関において、A I の利活用に関するガバナンスおよびリスク管理の実装・推進を支援した実績を1件以上有すること。
- d) 過去5年以内に、A I がネットワーク上で安全に動作するための仕組み(A I ガードレール)や、A I システムに対して悪意ある攻撃や脅威を想定し、それに対応するためのセキュリティ上の弱点を見つけ出す専門的な手法(A I レッドチーミング)に関して、サービスまたは製品の提供実績を有すること。

4.2.2 業務従事者の要件

業務従事者の要件については、以下のとおりとする。

- a) 統括責任者

- 1) 過去5年間において、A I 導入及び情報セキュリティに係るコンサルティング業務の責任者としての経験があること。
 - 2) 以下、いずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ PMP (Project Management Professional)
 - ・ 情報処理技術者試験 (プロジェクトマネージャー又は I T ストラテジスト)
 - ・ I T コーディネータ
 - ・ C I S S P (Certified Information Systems Security Professional)
 - 3) 契約相手方は、本要員について第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- b) 作業従事者 (A I 業務担当者)
- 1) 過去5年間において、A I 導入に係るコンサルティング業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
 - 2) 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ J D L A (一般社団法人 日本ディープラーニング協会) G 検定又は E 検定
 - ・ Google Cloud Professional Machine Learning Engineer
 - ・ AWS Certified Machine Learning - Specialty
 - ・ Microsoft Certified: Azure A I Engineer Associate
- c) 作業従事者 (情報セキュリティ担当者)
- 1) 過去5年間において、情報セキュリティに係るコンサルティング業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
 - 2) 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ 情報処理安全確保支援士
 - ・ C I S S P (Certified Information Systems Security Professional)
 - ・ O S C P (Offensive Security Certified Professional)
- d) 作業従事者 (ネットワーク担当者)
- 1) 過去5年間において、ネットワーク設計・構築・運用に係る業務に従事していた経験を有する者を少なくとも1名以上は、含めること。
 - 2) 作業従事者のうち、少なくとも1名以上は、以下のいずれかの資格を有している又は同等の資格を有すること。
 - ・ ネットワークスペシャリスト試験
 - ・ CompTIA CASP+
 - ・ C I S S P (Certified Information Systems Security Professional)

4.3 提出文書の範囲、提出期限等

4.3.1 提出文書

表2に示す文書は、提出時期までに電子メール等の手段により提出し官側の承認を得ること。また、可能な限り1枚のCD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を実施後、提出するものとする。また、作業の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表2 提出文書

No	文書名	部数	提出時期
1	実施計画書	電子媒体 1部	契約締結後 速やかに

2	実施体制表	電子媒体 1部	契約締結後 速やかに
3	役務従事者名簿	電子媒体 1部	契約締結後 速やかに 役員変更があった場合その都度速やかに
4	役務実施中間報告書 (AI利活用指針策定に向けた 動向調査)	電子媒体 1部	作業1完了後速やかに
5	役務実施最終報告書	電子媒体 1部	令和8年3月31日まで

4.3.2 提出方法

- a) 提出文書は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。
- b) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方」の周知について に準拠すること。
- c) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格(JIS)の規定に準拠すること。
- d) 提出文書は電磁的記録媒体(CD-R 又は DVD-R 等)により作成し、表 x に示す提出部数を提出すること。また、電磁的記録媒体はウイルスチェックを実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。
- e) 提出文書の印刷時の用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。また、修正時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。
- f) 電磁的記録媒体による提出について、Microsoft Word 2019、同 Excel 2019、同 Power Point 2019 で読み込み可能な形式及び PDF 形式で作成し、提出すること。ただし、官側が他の形式による提出を求める場合は、調整の上、これに応じること。
なお、契約相手方側で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は、官側と調整すること。
- g) 提出後、官側において変更が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- h) 提出文書の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

4.3.3 提出場所

提出文書は、原則として以下の場所に提出すること。ただし官側が別途指定する場合はこの限りではない。

提出先：〒160-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省内部部局整備計画局サイバー整備課デジタル化推進班

5. 情報保全

5.1 契約の履行体制

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。)その他の非公知の情報(以下「保護すべき情報等」という。)の取扱いにあたっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防衛庁

(事)第137号。令和4年3月31日)における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく防衛省に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可し防衛省が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 契約相手方は、本役務の契約の履行に必要な場合を除き、端末類から部外に対して電子メールを送信してはならない。

5.2 保護すべき情報

契約相手方は、本契約の履行により知り得た保護すべき情報の取扱いについて、情報セキュリティ通達に基づき、表3に示す保護すべき情報を適切に管理する者とし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、情報の省外への持出し(データの持出し及びメールでの送付を含む。以下同じ。)については、事前に官側の承認を得るものとし、保護すべき情報は、指定された役務実施場所でのみ取り扱い、原則として、省外への持出しを禁止するものとする。

表3 保護すべき情報

No	保護すべき情報	防衛省が提供した 保護すべき情報の詳細	企業で取扱う際の 留意事項
1	官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載(外国語表記による相当の指定を含む。)された情報	—	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする

6. 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属は、次による。

6.1 著作権

著作権は次による。

- a) 契約相手方は、本役務の提出書類及び本役務において作成したデータ等に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- b) 契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本役務の提出書類等に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 上記a)及びb)にかかわらず、本役務の提出書類等に契約相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- d) 本役務の提出書類等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

- e) 上記 c)及び d)において、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

6.2 権利義務の帰属等

権利義務の帰属等は、次による。

- a) 本役務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官側の確認を受けなければならない。

7. 再委託

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法(以下「再委託先名等」という。)について記載した文書を提出し、官側の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官側の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、 b)又は c)により再委託を行う場合には、契約相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し7項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又は c)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

8. 資料の貸与

- a) 本契約の遂行にあたり必要となる間の保有する文書等について官側と調整のうえ、無償で貸付又は閲覧することが出来る。貸付場所は、官側が指定する場所とし、貸付期間は、契約中とする。
- b) 契約相手方は、官側の保有する資料の貸与を受ける場合は、その取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

9. 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

作業場所の提供

- a) 防衛省内における施設の利用
- b) 防衛省内における電力、水、スペース等の仕様
- c) 防衛省内における官側の保有する関連器材の仕様
- d) その他、官側が認めた必要な事項

10. その他特記事項

- a) 本役務では、本仕様書のほか、契約相手方が調達時に提案した事項を実施するものとする。
- b) 仕様書に関する疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官等と協議するものとする。
- c) 4.3.1 に示す提出文書が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準を満たすものであること。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号	物管第 号									
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年10月28日									
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課									
	作 成 年 月	令和7年10月28日									
品 名	A I 利活用指針策定に係る構想設計支援業務										
仕 様 書 番 号											
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報</td> <td>—</td> <td>官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>※細部については別途官側が指示する。</p>				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	—	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	—	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする									